

畜産振興事業補助実施要綱

(令和 4 年度)

地 方 競 馬 全 国 協 会

地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱

(昭和 53 年 11 月 14 日 53 地全協畜第 1793 号)

最終変更令和 4 年 3 月 16 日令和 3 地全協畜第 78 号

(趣旨)

第 1 条 地方競馬全国協会(以下「協会」という。)は、国、地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して、畜産振興諸施策を円滑化し、若しくは補完し又は先駆的役割を果たすことを目的として、第 2 条第 3 項に掲げる団体が行う馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業を実施するのに要する経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業(地方競馬全国協会業務方法書第 32 条第 1 項に規定する事業をいう。以下「補助事業」という。)の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の選定の基準)

第 2 条 補助事業は、前条の補助の目的に即し、国、地方公共団体が行う畜産振興諸施策との整合性に充分配慮するとともに、次に掲げる項目に重点を置いて選定するものとし、補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間とする。

- (1) 農業振興地域、酪農・肉用牛生産近代化計画樹立市町村、国の行う生産振興総合対策の地域農業マスター・プラン策定市町村等、国又は地方公共団体が農業又は畜産の振興を図ることとしている地域において行われる事業であること。
 - (2) 都道府県の区域内を事業地区とする団体が実施する事業にあっては、都道府県の適切な指導を受けられるものであるとともに、都道府県等が積極的に推進する事業であること。
 - (3) 事業の必要性が高く、補助の成果を期待しうるものであること。
 - (4) 事業の実施の確認が困難でないものであること。
- 2 補助事業の範囲は、別表に掲げる馬の改良増殖の推進、畜産の経営又は技術の指導、畜産経営の合理化及び家畜・畜産物等の流通合理化に係る事業、その他畜産の振興上特に必要と認めるものとする。
- 3 補助事業を行う事業主体(以下「事業実施主体」という。)は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興補助事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。
- (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人
 - (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人
 - (3) 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権(株主総会において議決することができる事項の全部

につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。)の過半数を有する法人

- (4) 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第575条第1項に規定する持分会社

ただし、株式会社にあっては、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものとし、持分会社にあっては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過半を占めていること。

- (5) 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体

ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

ア 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。

イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

ウ 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

オ 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

- (6) 高等学校又は大学(大学共同利用機関法人を含む。)

- (7) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体

4 補助の対象は、別表に掲げるものとし、次に掲げる経費については補助しない。

(1) 現に国等の行う補助の対象となっているものに要する経費

(2) 土地、建物又は構築物の買収又は貸借に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(3) 建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(4) 物品の更新又は消耗的物品、古品の購入に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(補助金の額の算出の方法)

第3条 補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。

(補助事業の実施)

第4条 補助事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以後に開始し、翌年の3月

31日までに完了しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第7条第3号承認を受けた場合は、この限りでない。

(補助事業の選定の申請)

第5条 補助事業の選定の申請をする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書を協会が別に定める期日までに協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものであつて協会が特に認める場合にあっては、この限りでない。

2 補助事業の選定の申請をする者は、前項の規定による補助事業選定申請書を提出するにあたつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 協会は、前条第1項の規定により補助事業の選定の申請があつた事業につき適当であると認めたときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合において、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。

この場合において、補助事業の要件に規定する事業の規模は、補助事業の実施場所ごとのものとする。

- (1) 事業実施主体は、協会が指定した経費に係る補助金については相互に流用しないこと。
- (2) 事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。
 - ア 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合
 - イ 補助事業の実施場所を変更しようとする場合
 - ウ 協会が指定したものの主要構造を変更しようとする場合
- (3) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、別紙様式第3号による延期承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。

- (4) 事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。
- (5) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第4号による中止又は廃止報告書をすみやかに協会に提出すること。
- (6) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて協会が指定したものを廃用しようとするときは、別に定める期間を経過した場合を除き、別紙様式第5号による廃用処分承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること及び当該承認にあたって条件を付された場合には当該条件を遵守すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要と認めて付する事項

(補助金の交付の決定の通知)

第8条 協会は、第6条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助事業の選定の申請をした者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。

2 協会は、前条第2号の規定により変更の承認をしたときは、事業実施主体に対し変更した交付の決定の内容を通知する。

(補助事業の選定の申請の取下げ)

第9条 補助事業の選定の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)

第10条 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を事業実施主体に通知する。

(事業実施主体の名称変更)

第11条 補助事業の選定の申請をした者(当該申請について選定されないことが決定した者を除く。)又は事業実施主体がその名称を変更した場合にあっては、その理由を記載し

た書類をすみやかに協会に提出しなければならない。

(補助事業の完了等の報告)

第 12 条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別紙様式第 6 号による完了報告書を補助事業の完了の日から起算して 2 箇月を経過した日までに協会に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業完了時における前項に基づく報告書の提出にあたっては、別紙様式第 1 号の事業計画目標等に照らして、その事業実施状況等を評価し、その結果を別紙様式 7 号による個別評価結果等報告書により、補助事業の完了日から起算して 2 箇月を経過した日までに協会に提出しなければならない。
- 3 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第 1 項の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第 1 項の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第 8 号による仕入れに係る消費税等相当額報告書によりすみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、次条の確定の通知のあった日の翌年 6 月 30 日までに別紙様式第 8 号により協会に報告しなければならない。

(補助金の額の確定とその通知)

第 13 条 協会は、前条第 1 項の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(第 8 条第 2 項の規定による交付の決定の変更又は第 10 条第 2 項の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し事業実施主体に通知する。

(補助金の交付の方法)

第 14 条 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 15 条 協会は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 協会は、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として当該補助金の交付の目的に従って交付される補助金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、事業実施主体に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 前 2 項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用する。
- 4 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、事業実施主体に通知する。

(補助金の返還)

第 16 条 事業実施主体は、第 10 条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、補助金を返還しなければならない。

- 2 事業実施主体は、第 7 条第 6 号及び第 18 条第 2 項の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金のあるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第 13 条の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金の納付)

第 17 条 事業実施主体は、第 15 条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

- 2 事業実施主体は、第 12 条第 4 項又は前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。
- 3 前 2 項の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めたときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(財産処分の制限)

第 18 条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第 9 号による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認にあっては、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することがある。

(報告の徴収)

第 19 条 協会は、事業実施主体又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業の遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。

- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が前条第 1 項の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第 10 号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 事業実施主体は、補助事業により取得した財産であって協会が指定したものについて、当該補助事業年度(当該補助事業について第 6 条の規定による交付の決定のあった日の属する年度をいう。以下同じ。)の次年度以降 3 年間毎年度その利用状況につき翌年の 8 月 31 日までに協会に報告しなければならない。

(補助事業及び間接補助事業の監査)

第 20 条 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、事業実施主体及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。

- 2 協会が特に指定した事業については、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 1 条の 3 第 3 項に規定する監査法人による監査を実施することがある。

(申請書及び通知書等の経由)

第 21 条 都道府県の区域内を事業地区とする団体に係る補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体から協会に提出する書類及び協会から補助事業の申請をした者又は事業実施主体に送付する書類は、その団体の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(帳簿等の保管)

第 22 条 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第 13 条の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して 5 年間(第 18 条第 1 項ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が 5 年を下回るときは 5 年間))整理保管しなければならない。

(雑則)

第 23 条 補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1 部とする。

- 2 協会は、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体にこの要綱に規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 補助事業の選定及び実施並びに補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱の一部変更は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和 4 年度以降の補助事業から適用し、令和 3 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。
- 3 この変更の実施の際現に提出され、又は存するこの変更による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により提出又は存する書類は、この変更による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この変更の実施の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別 表

畜産振興事業補助実施要綱別表

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
I 馬の改良増殖推進事業	(1) 登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	第2条第3項各号に掲げる団体	登録推進費	定額	令和3年度から5年間以内
	(2) 重種種馬の導入 ア 導入する種馬は、公益社団法人日本馬事協会の登録規程(以下「登録規程」という。)に基づく輓系馬であること。 イ 導入する種馬は、別に定める登録を受けていること。 ウ 導入する種馬のその他の要件は別に定める。	第2条第3項各号に掲げる団体	種馬導入費	定額	令和3年度から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(3) 重種種雌馬の改良増殖推進</p> <p>① 奨励金交付事業</p> <p>ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。</p> <p>イ 次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>(ア) 純粹種の重種種雌馬を自ら導入若しくは自家保留するか、又は導入若しくは自家保留した飼養者に対して純粹種種雌馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>(イ) 重種種雌馬(純粹種を除く。)を自ら導入若しくは自家保留するか、又は導入若しくは自家保留した飼養者(新たに飼養を開始する者を含む。)に対して重種種雌馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>(ウ) 地方競馬で行われるばんえい競馬において出走歴を持つ種雌馬を自ら導入若しくは自家保留するか、又は導入若しくは自家保留した飼養者に対してばんえい競馬出走馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>ウ 奨励金の対象となる重種種雌馬(①のイの(ウ)を含む)は、次の要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 登録規程に基づく血統登録を受けた輓系馬であること。</p> <p>(イ) 登録規程に基づく繁殖登録について、導入にあっては既に登録を受けたもの又は当該年度から起算して3箇年以内に受けもの、自家保留にあっては当該年度に登録を受けたものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、導入にあっては購買時3歳以下、自家保留にあっては繁殖登録時1歳以上3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあっては、8歳以下であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して3年間、繁殖の用に供されること。</p> <p>エ 奨励金の交付対象となる重種種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>純粹種種雌馬繁殖奨励費</p> <p>重種種雌馬繁殖奨励費</p> <p>ばんえい競馬出走馬繁殖奨励費</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	令和3年度から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>② 導入貸付事業</p> <p>ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。</p> <p>イ 次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>(ア) 純粋種の重種種雌馬を導入し、飼養者に 3 年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>(イ) 重種種雌馬(純粋種を除く。)を導入し、飼養者に 3 年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>(ウ) 地方競馬で行われるばんえい競馬において出走歴を持つ種雌馬を導入し、飼養者に 3 年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>ウ 導入費の対象となる重種種雌馬(②のイの(ウ)を含む)は、次の要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 登録規程に基づく血統登録を受けた輓系馬であること。</p> <p>(イ) 登録規程に基づく繁殖登録について、既に登録を受けたもの又は貸付契約期間内に受けたものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、購買時 3 歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあっては、8 歳以下であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して 3 年間、繁殖の用に供されること。</p> <p>エ 導入費の対象となる重種種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>	第 2 条第 3 項各号に掲げる団体	<p>純粋種種雌馬導入費</p> <p>重種種雌馬導入費</p> <p>ばんえい競馬出走馬導入費</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	令和 3 年度から 5 年間以内
	<p>(4) 重種馬の繁殖奨励</p> <p>① 優良種雄馬繁殖奨励</p> <p>種雄馬の維持活用を図るため、次の事業を実施していること。</p> <p>種雄馬の維持活用を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理するか、又は飼養する者に対して種付奨励金を交付する事業</p>	第 2 条第 3 項各号に掲げる団体	<p>種付奨励費</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	令和 3 年度から 5 年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>② 子馬生産奨励 重種馬の生産を促進するために、次の事業を実施していること。</p> <p>重種馬の生産を促進するため、別に定める要件を満たす重種馬を自ら生産したか、又は生産した者に対して生産奨励金を交付する事業</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	生産奨励費 重種馬生産者支援体制強化費	定額 定額	令和3年度から5年間以内
	<p>③ 改良促進奨励 重種馬のけん引能力の改良促進又は優良種雌馬の資源確保を図るために、次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>[優良種雄馬改良促進奨励] 重種馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理していたか、又は飼養していた者に対して奨励金を交付する事業</p> <p>[優良種雌馬改良促進奨励] 重種馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を自ら管理していたか、又は飼養していた者に対して奨励金を交付する事業</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>[優良種雄馬改良促進奨励] 優良種雄馬改良促進奨励費 重種馬生産者支援体制強化費</p> <p>[優良種雌馬改良促進奨励] 優良種雌馬改良促進奨励費 重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定額 定額</p> <p>定額 定額</p>	令和3年度から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>④ 生産技術指導</p> <p>ア 都道府県の馬産振興計画に基づき重種馬の生産振興のための生産技術指導に係る奨励金(以下「指導奨励金」という。)を交付していること。</p> <p>イ 別に定める要件を内容とする指導奨励金交付規程を定めていること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>指導奨励費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	令和3年度から5年間以内
	<p>(5) その他</p> <p>馬の改良増殖に資するため必要であると認められるもの。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
II 畜産経営技術指導事業	<p>(1) 地域畜産支援指導等体制強化</p> <p>都道府県の支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>ア 畜産経営の支援体制の強化を図る事業</p> <p>イ 地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供に資するための事業</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>畜産経営支援体制強化推進費</p> <p>地域畜産活性化・食の安定供給対策推進費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	令和4年度から3年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	ウ 馬事普及啓発の推進体制の強化を図る事業		馬事普及啓発推進費	定額	
	上記アからウまでの事業に準ずる業務及び都道府県において上記事業の事業実施主体の業務を円滑かつ適正に実施するための指導を実施していること。	第2条第3項各号に掲げる団体	畜産経営支援体制強化推進費 地域畜産活性化・食の安定供給対策推進費 馬事普及啓発推進費	定額 定額 定額	令和4年度から3年間以内
	(2) その他 研修、講習等畜産経営技術指導に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
III 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策	酪農生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
2 肉用牛生産対策	肉用牛生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
3 中小家畜の生産対策	中小家畜の生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
4 草地・飼料の有効利用推進	草地・飼料の有効利用に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
5 家畜の飼養環境改善	家畜の飼養環境改善に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
6 家畜衛生推進	家畜衛生推進に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
IV 家畜畜産物等流通合理化事業	家畜畜産物等流通合理化に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
V その他畜産振興事業	馬事・畜産に関する知識の普及その他畜産の振興に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

別 紙 樣 式

様式第1号

○○年度畜産振興補助事業選定申請書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿

〒 所 在 地

(フリカ'ナ)

名 称

代表者氏名

○○年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金○,○○○千円の交付方よろしくお願ひいたします。

なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしたがって補助事業を実施することを誓約いたします。

記

1 事業実施主体の内容

- (1) 設立年月日 ○○年○○月○○日
(2) 組合又は会の区域
(3) 組合員又は会員数 (○○年○○月○○日現在)

2 補助事業名

3 補助事業を必要とする理由

4 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協 会	(都道府県)						
	円	千円	円	円	円	円	円		
計									

5 補助事業の完了期日 ○○年○○月○○日

6 補助事業の実施場所

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

8 補助事業の内容及び所要経費

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名○○○(金融機関コード○○○) ○○支店(支店コード○○○○)
普通・当座 口座 № ○○○○号 口座名義 ○○○○○(フリガナ)

10 添付書類

(1)全事業に共通して必要なもの

ア 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第1号(ただし、特定非営利活動法人は除く。)、第3号から第5号に掲げる団体にあっては、定款(寄附行為を含む。)、最新の決算報告書並びに事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあっては、当該補助事業に係る技術料調書[個人別従事計画])、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあっては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図

イ 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第2号に掲げる団体にあっては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあっては、当該補助事業に係る技術料調書[個人別従事計画])

ウ 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第1号の特定非営利活動法人及び第7号に掲げる団体にあっては、定款(規約及び寄附行為を含む。)、最新の決算報告書並びに事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあっては、当該補助事業に係る技術料調書[個人別従事計画])、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあっては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図

(2)事業ごとに必要なもの

ア 施設設置に必要なもの

[共通して必要なもの]

- a 他の都道府県で補助事業を実施しようとする場合は、当該都道府県知事の了解を得たことが明らかとなる書類の写し
- b 建物、構築物、機械器具及び設備の配置図
- c 建物及び構築物の平面図及び立面図並びに経費見積書
- d 機械器具及び設備の見積書、カタログ又は設計図

- e 土地確保を証する書類
- f 家畜のふん尿処理を伴う施設を設置する事業にあっては、(a)補助事業の実施場所を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し、(b)ふん尿を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し、(c)浄化処理の場合は、浄化施設の能力、処理過程及び水の確保が明らかとなる書類、(d)乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類
- g 汚水浄化施設を設置する事業にあっては、(a)補助事業の実施場所を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し、(b)余剰汚泥等を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し、(c)汚水浄化施設の能力、処理過程及び水の確保が明らかとなる書類、(d)乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類

イ 施設設置以外に必要なもの

(ア) I 馬の改良増殖推進事業

[(1) 登録推進に必要なもの]

- a 紹介規程、就業規則及び旅費規程
- b 備品(単価 10,000 円以上のもの)の見積書及びカタログ

[(2) 重種種馬の導入に必要なもの]

種馬管理規程

[(3) 重種種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業に必要なもの]

- a 都道府県の馬産振興計画
- b 繁殖奨励金交付規程(当該事業年度から起算して 3 箇年間の繁殖種雌馬の供用義務を課す規定を盛り込んだもの)
- c 飼養者が作成した当該年度から 3 箇年間の重種種雌馬飼養計画書
- d 飼養者が作成した重種種雌馬飼養台帳
- e 繁殖奨励金交付予定一覧表(飼養者の氏名・住所並びに対象馬の品種、名号、生年月日、導入予定年月日及び奨励金額を記載したもの)

[(3) 重種種雌馬の改良増殖推進 ② 導入貸付事業に必要なもの]

- a 都道府県馬産振興計画書
- b 貸付規程(貸付目的、借受者の資格、貸付期間、繁殖成績の報告義務)
- c 貸付計画一覧表(貸付予定飼養者の氏名・住所、貸付馬予定頭数が明らかなもの)
- d 飼養者が作成した当該年度から 3 箇年間の重種種雌馬飼養計画書
- e 飼養者が作成した重種種雌馬飼養台帳

[(4) 重種馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励に必要なもの]

[種付奨励]

- a 種付奨励金交付規程(奨励金を交付する場合)
- b 種雄馬種付状況一覧表(対象馬の品種、名号、生年月日、繁殖登録年月日・番号、種付見込頭数及び種付料並びに飼養者の氏名・住所、対象馬の所有者名を記載したもの)
- c 種畜証明書の写し
- d 事業実施主体の他に重種馬生産者支援体制強化費の交付を受ける者(以下「協力農協」という。)及び協力農協ごとの交付予定額が明らかとなる一覧表

[(4) 重種馬の繁殖奨励 ② 子馬生産奨励に必要なもの]

[生産奨励]

- a 生産奨励金交付規程
- b 事業実施主体の他に重種馬生産者支援体制強化費の交付を受ける者(以下「協力農協」という。)及び協力農協ごとの交付予定額が明らかとなる一覧表

[(4) 重種馬の繁殖奨励 ③ 改良促進奨励に必要なもの]

[種雄馬改良促進奨励]

[種雌馬改良促進奨励]

- a 優良種雄馬改良促進奨励金交付規程
- b 優良種雌馬改良促進奨励金交付規程
- c 事業実施主体の他に重種馬生産者支援体制強化費の交付を受ける者(以下「協力農協」という。)及び協力農協ごとの交付予定額が明らかとなる一覧表

[(4) 重種馬の繁殖奨励 ④ 生産技術指導に必要なもの]

- a 指導奨励金の交付に係る規程
- b 指導奨励金の交付を受ける者(以下「指導団体」という。)ごとに実施予定地区が明らかとなる一覧表

(イ) II 畜産経営技術指導事業

[(1) 地域畜産支援指導等体制強化に必要なもの]

- a 給与規定、就業規則及び旅費規程
- b 備品(単価 10,000 円以上のもの)の見積書及びカタログ

様式第2号

○○年度畜産振興事業変更承認申請書

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿

〒 所 在 地

(フリカ'ナ)

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました
補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく畜産振興
事業補助実施要綱第7条第2号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協 会	(都道府県)						
	円	千円	円	円	円	円	円		
計									

3 変更する理由

4 変更する内容

(1) 指定したものの数量の2割を超えるもの

区 分	名 称	数量(面積、長さ、頭数、回数、人数等)
変更前		
変更後		

(2) 補助事業の実施場所

区 分	補助事業の実施場所	市街化区域内外の別	土地・施設確保の状況
変更前			
変更後			

(3) 指定したものの主要構造の変更

区 分	名 称	構 造
変更前		
変更後		

(注) 内容は(1)～(3)に該当するもののみを記載すること。

5 補助事業及び補助事業に関する事業の実施計画

6 補助事業の内容及び所要経費

7 添付書類

補助事業選定申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては変更後の書類又は図面

様式第3号

○○年度畜産振興事業延期承認申請書

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿

〒 所 在 地

(フリカ'ナ)

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業について下記の理由により、予定の期間内に完了の見込みがないので、完了期日の延期を承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7条第3号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 延期する理由

3 延期後の完了年月日 年 月 日

4 補助事業の内容、所要経費及び延期期間

区分	名称	金額	延期期間					当初完了月日迄の見込み事業量 (%)
			9.30	12.31	3.31	6.30	9.30	

5 添付書類

(ア) 施設設置事業にあっては、施工者の作成した施設ごとの延期承認申請書提出時に
おける工事別出来高が明らかとなる書類

(イ) 今後の遂行計画書(工程表)

様式第4号

○○年度畜産振興事業中止(廃止)報告書

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿

〒 所 在 地

(フリカ'ナ)

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、畜産振興事業補助実施要綱第7条第5号の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協会	(都道府県)						
	円	千円	円	円	円	円	円		
計									

3 中止(廃止)の理由

様式第5号

○○年度畜産振興事業廃用処分承認申請書

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿

〒 所 在 地

(フリカ'ナ)

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7条第6号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(要する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した(要する) 経費	補助対象 事業費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	円	円	千円	円	円	円	円	円		
計										

3 廃用処分する理由

4 廃用処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 廃用処分に係る事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の廃用処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 家畜を廃用する場合にあっては、獣医師の診断書の写し

様式第6号

○○年度畜産振興事業完了報告書

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿

〒 所 在 地

(フリガナ)

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 地全協補第 号による補助金の交付の決定の通知(年 月 日
付け 地全協補第 号による変更承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しました
ので、畜産振興事業補助実施要綱第12条第1項の規定により報告します。
なお、併せて精算額○,○○○千円の交付を請求します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した経費	補助対象 事業費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	(円)	(円)	(千円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
	円	円	千円	円	円	円	円	円		
計										

(注) 上段の()には当該補助事業年度における交付の決定額を、下段には実績額をそれぞれ記入すること。

3 補助事業の実施場所

区分	補助事業の実施場所	備 考

4 補助事業を完了した期日 年 月 日

5 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施状況

(注) 選定申請書の様式を参考にして記載すること。

6 補助事業の内容及び所要経費

(注) 交付決定通知内容を参考に、備考欄には支出内容等を具体的且つ詳細に記載すること。

7 補助金振込先金融機関名

金融機関名○○○(金融機関コード○○○) ○○○支店(支店コード○○○○)

普通・当座 口座 № ○○○○号 口座名義 ○○○○○○(フリガナ)

8 添付書類

(1) 全事業に共通して必要なもの

- ア 補助事業選定申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの
- イ 完了報告書の提出にあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類
- ウ 当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあっては、技術料調書[個人別従事実績])

(2) 事業ごとに必要なもの

ア 施設設置に必要なもの

- a 建物、構築物、機械器具及び設備の完成後の配置図
- b 建物及び構築物の完成後の平面図及び立面図
- c 領収書(未払分については請求書)の写し
- d 完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真

イ 施設設置以外に必要なもの

(ア) I 馬の改良増殖推進事業

[(1) 登録推進に必要なもの]

- a 補助事業により取得した備品(単価10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真
- b 補助事業により作成した印刷物

[(2) 重種種馬の導入に必要なもの]

- a 1頭ごとのカラー写真
- b 1頭ごとの金額が明らかとなる領収書(未払分については請求書)の写し
- c 精液検査証明書の写し(種雄馬の場合)
- d 公益社団法人日本馬事協会が発行する種馬登録証明書又は繁殖登録証明書又は血統登録証明書又は補助血統登録証明書(以下「登録証明書」という。)の写し(地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあっては、その登録が抹消されていること)

[(3) 重種種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業に必要なもの]

- a 繁殖奨励金交付一覧表(飼養者の氏名・住所並びに対象馬の品種、名号、生年月日、血統登録及び繁殖登録年月日・番号、導入年月日(導入の場合に記入)及び奨励金額を記載したもの)
- b 飼養者が作成した重種種雌馬飼養台帳
- c 公益社団法人日本馬事協会が発行する登録証明書の写し(地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあっては、その登録が抹消されていること)

[(3) 重種種雌馬の改良増殖推進 ② 導入貸付事業に必要なもの]

- a 導入貸付馬一覧表(飼養者の氏名・住所及び対象馬の品種、名号、生年月日、血統登録及び繁殖登録年月日・番号、導入年月日、貸付開始年月日、導入価格等を記載したもの)
- b 飼養者が作成した重種種雌馬飼養台帳
- c 公益社団法人日本馬事協会が発行する登録証明書の写し(地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあっては、その登録が抹消されていること)

[(4) 重種馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励に必要なもの]

[種付奨励]

- a 種雄馬種付状況一覧表(対象馬の品種、名号、生年月日、繁殖登録年月日・番号、種付頭数及び種付料並びに飼養者の氏名・住所、対象馬の所有者名を記載したもの)
- b 種付台帳の写し
- c 協力農協ごとの重種馬生産者支援体制強化費の交付額が明らかとなる一覧表

[④ 重種馬の繁殖奨励 ② 子馬生産奨励に必要なもの]

[生産奨励]

- a 飼養者別生産状況一覧表(飼養者の氏名・住所並びに対象馬の品種、名号、生年月日、血統登録年月日・番号及び奨励金額を記載したもの)
- b 公益社団法人日本馬事協会が発行する血統又は補助血統登録証明書の写し
- c 協力農協ごとの重種馬生産者支援体制強化費の交付額が明らかとなる一覧表

[④ 重種馬の繁殖奨励 ③ 改良促進奨励に必要なもの]

[種雄馬改良促進奨励]

[種雌馬改良促進奨励]

- a 奨励金交付一覧表(対象馬の品種、名号、生年月日、合格産駒の名号、飼養者の氏名・住所及び奨励金額を記載したもの)
- b 協力農協ごとの重種馬生産者支援体制強化費の交付額が明らかとなる一覧表

[④ 重種馬の繁殖奨励 ④ 生産技術指導に必要なもの]

指導団体ごとに実施地区ごとの所要経費が明らかとなる一覧表

(イ) II 畜産経営技術指導事業

[① 地域畜産支援指導等体制強化に必要なもの]

- a 補助事業により取得した備品(単価10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真
- b 補助事業により作成した印刷物

様式第7号

○○年度畜産振興事業個別評価結果等報告書

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿

〒 所 在 地

(フリカ'ナ)

名 称

代表者氏名

○○年度に実施した畜産振興事業(事業名)について、下記により事業の実施状況等を評価したので、畜産振興事業補助実施要綱第12条第2項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 事業実施主体等 (間接補助事業者を含む)

3 事業の実施期間 ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日

4 事業の概要 (事業の計画、事業の必要性、意義等を記載)

(注) 選定申請書及び完了報告書の内容と整合性を図り、記載すること。

5 事業の評価 (必要性、効率性、有効性等を具体的に記載)

(1) 成果目標 (アウトカム：注)

(2) 成果指標

項目	単位	現状（基準）値 (○年度)	目標値 (○年度)	検証データ等

【目標設定根拠】

()

(2) 直接目標 (アウトプット：注)

(4) 直接指標

項目	単位	現状（基準）値 (当該年度計画)	目標値 (当該年度実績)	検証データ等

【目標設定根拠】

()

- (注) 選定申請書に記載した当該計画目標に対して、
- ・アウトカム…事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果。現状の何がどの様に変わらるのか、どの様な効果(利益)が生まれるのか具体的に記載すること。
 - ・アウトプット…事業を実施することによって直接的に提供されるサービス、情報、開発され技術や作成される資料、実施される研修会などを具体的に記載すること。

6 事業の支障となっている事項及び改善事項

事業区分	支障となっている事項	具体的な改善策

7 都道府県又は中央団体による意見

- (注) 当該補助事業の実施状況を踏まえ、都道府県又は中央団体の見解(評価)を記載すること。

8 特記事項

- (注) 上記4～6に記載した以外の事項について、特に記載すべき事項がある場合にのみ記載すること。

9 添付書類（報告上必要となる書類は、添付すること）

様式第8号

○○年度畜産振興事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿

〒 所 在 地

(フリガナ)

名 称

代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協補第○○号をもって交付の決定の通知(○○年○○月○○日付け○○地全協補第○○号による変更承認通知)のありました補助事業に係る補助金について、畜産振興事業補助実施要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額○,○○○円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

1 補助事業名

2 畜産振興事業補助実施要綱第13条の補助金の額の確定額 円
(○○年○○月○○日付け○○地全協補第○○号による額の確定通知額)

3 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額…A 円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額…B 円

5 補助金返還相当額…(B-A) 円

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その
状況を記載

7 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

8 添付書類 上記4、6及び7の内訳等が明らかとなる書類

様式第9号

○○年度畜産振興事業財産処分承認申請書

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿

〒 所 在 地

(フリカ'ナ)

名 称

代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協補第○○号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第18条第2項の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	円	円	千円	円	円	円	円	円		
計										

3 財産処分する理由

4 財産処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 財産処分に係る事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の財産処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 譲渡又は交換する場合にあっては、譲渡又は交換を受ける者が協会に対して要綱の規定及び交付の決定の条件にしたがって財産を使用する旨を明記した誓約書
- (4) 貸付けする場合にあっては、借受者が貸付者に対して当該財産を当初の目的どおり使用する旨を明記した誓約書の写し
- (5) 担保に供する場合にあっては、借入金の使用目的、借入先、借入の条件及び返済計画を明記した書類

様式第10号

○○年度畜産振興事業滅失報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿

〒 所 在 地

(フリカ'ナ)

名 称

代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協補第○○号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり滅失したので、畜産振興事業補助実施要綱第19条第2項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	円	円	千円	円	円	円	円	円		
計										

3 滅失した財産

4 滅失した理由

5 滅失後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 当該財産の滅失時の簿価が明らかとなる書類
- (2) 家畜を滅失した場合にあっては、獣医師が作成した検査書の写し

(令和 4 年度)

畜産振興事業補助実施要綱

要綱別表に掲げる「その他」事業の要件設定



地方競馬全国協会

I 馬の改良増殖推進事業（5）その他

馬事普及啓発推進

畜産振興課(R4)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 我が国の馬事 知識の普及及び 馬の利用増進を 図るためイベント の開催、学術研 究、表彰事業等を 実施するものであ ること。</p> <p>イ 馬事普及啓発 すすめ推進費補助金 の交付にあたって は、実施要領を定 めていること。</p>	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	<p>馬事普及啓発推 進費</p> <p>推進事務費(アル バイト賃金、旅 費、会議費、会場 上借料、消耗品 費、通信運搬費 等)</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>平成 30 年度 から 5 年間以 内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注 意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・要件イにいう実施要領 ・事業の一部を委託する場合 にあっては、委託事業の内容 が明らかとなる書類(委託要 領、委託先一覧、委託事業の 計画書、委託費の積算根拠 等) ・備品(単価 10,000 円以上のもの) の見積書及びカタログ</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事 項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合にあ っては、委託契約書の写し(ただ し、受諾契約にあっては、帳簿等 保管書類とする。)、委託事業の 実績報告書、委託先一覧等、委 託事業に係る成果物 ・補助事業により取得した備品(単 価 10,000 円以上のもの) の領収書(未払分については請求書) の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事 項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・出張命令簿、復命書、旅費の領 収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・備品の納品書、請求書及び領 収書 ・会議の開催計画及びその結果が明 らかとなる書類、会議出席者名簿、会 議に係る請求書並びに領 収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領 収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状 況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領 収書</p>

I 馬の改良増殖推進事業（5）その他 優良重種馬生産奨励

畜産振興課(R4)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 重種馬の生産意欲の向上を図るため、ばんえい競馬の競走出走馬の生産者に対して優良重種馬生産奨励金を交付すること。</p> <p>イ 優良重種馬生産奨励金の交付にあたっては、実施要領を定めていること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	ばんえい競馬生産者奨励費	定額	平成30年度から5年間以内	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・要件イにいう実施要領</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・対象馬ごとの生産者賞交付額一覧</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・補助事業関係書類 ・間接助成事業関係書類 ・生産者ごとの生産者賞交付一覧</p>

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 優良重種馬生産者支援啓発

畜産振興課(R4)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア ばんえい競馬の重賞出走馬の生産者への支援を通じて、重種馬の生産意欲の高揚を図るとともに、競馬ファンに重種馬そのものへの理解を深めてもらうためのイベントの開催、表彰事業等を実施するものであること。</p> <p>イ 優良重種馬生産者支援啓発費補助金の交付にあたっては、実施要領を定めていること。</p>	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	優良重種馬生産者支援啓発費 ・推進事務費(アルバイト賃金、旅費、会議費、会場上借料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額	平成30年度 から5年間以内	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) •事業の予算書 •事業の計画書 •要件イにいう実施要領 •事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等) •備品(単価10,000円以上のもの)の見積書及びカタログ</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) •事業の実施報告書 •事業の一部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 •補助事業により取得した備品(単価10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 •補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) •出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 •アルバイトの出役簿及び領収書 •備品の納品書、請求書及び領収書 •会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 •委託事業関係文書 •受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し •委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 •その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 重種種馬施設等整備(機械施設等導入)

畜産振興課(R4)

要 件	事業 実施 主体	補助 の 対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 重種種雌馬の飼養環境や、事業参加者の経営改善を図るために必要な畜舎環境改善機械等を導入(リース事業者から直接または事業実施主体を通じて再貸付方式により借り受ける場合を含む。)する取り組みであること。</p> <p>イ 事業参加者は日本馬事協会が行う「重種種馬導入事業」により導入するばんえい競馬引退雌馬(重種種雌馬)を、生産頭数の拡大を目的として借り受け、ばんえい競馬に出走させるための重種馬生産に従事する者(貸付馬飼養者)又は重種種雌馬の改良増殖推進事業で過去3年間に奨励金の交付を受けた者(奨励金受給者)であること。</p>	<p>第2条 第3項 各号に 掲げる 団体</p>	<p>機械施設 等導入費</p> <p>重種馬生 産者支援 体制強化 費</p>	<p>定 率 (・貸付馬 飼養者: 2/3 以内・ 補助金限 度額 1,000 万 円/1 事業 参加者 ・奨励金 受給者: 1/2 以内・ 補助金限 度額 750 万円/1 事 業参加 者)</p> <p>定 額 (50 万円 以内)</p>	<p>令和 4 年度か ら 3 年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の 注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書 類) ・事業の実施報告書 ・事業参加者一覧表 ・機械施設等に必要なもの ア 機械器具等の完成後の配置図 イ 完成後の平面図及び立面図 ウ 領収書(未払分については請求書)の写し エ 完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー 写真(写真は原則として1棟、1基又は1台ごとにその設 置状況が明らかとなるもの) 〔ア、イについては、選定申請書に添付したものと同一 の場合は、完了報告書の 8 の当該欄に、「申請書に添付 した図面と同じ」と明記し、添付を省略しても差支えない。〕 オ リースを利用して導入した場合 ・リース物件契約書(写) ・補助事業により取得したリース物件の領収書(未払 分については請求書)の写し及びカラー写真 ・リース事業者と事業実施者及び事業実施主体との 契約書(写)</p> <p>申請書添付書類 ア 機械器具等の配置図(配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設 置予定のもの若しくは今後設置予定のもののすべてについて記載するものと し、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること)。 イ 設置して使用するものにあっては、平面図及び立面図(大きさ、長さ、深さ等 が明らかなもので作成者の氏名・押印のあるもの)。 ウ 機械器具等の見積書、カタログ又は設計図(見積書は、見積月日及び見積 者の氏名・押印のあるもの)。</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業参加者一覧表 ・機械施設等に必要なもの ア 機械器具等の完成後の配置図 イ 完成後の平面図及び立面図 ウ 領収書(未払分については請求書)の写し エ 完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー 写真(写真は原則として1棟、1基又は1台ごとにその設 置状況が明らかとなるもの) 〔ア、イについては、選定申請書に添付したものと同一 の場合は、完了報告書の 8 の当該欄に、「申請書に添付 した図面と同じ」と明記し、添付を省略しても差支えない。〕 オ リースを利用して導入した場合 ・リース物件契約書(写) ・補助事業により取得したリース物件の領収書(未払 分については請求書)の写し及びカラー写真 ・リース事業者と事業実施者及び事業実施主体との 契約書(写)</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管 書類) ・リース物件の契約書、 納品書、請求書及び領收 書、借受書 ・利用実績 ・その他補助事業に係る 請求書及び収書 ・自己資金による導入に必 要なもの ア 機械器具等の請書、 納品書、請求書及び領收 書／イ 固定資産台帳(備 品台帳を含む。)</p>

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 重種種馬施設等整備(施設等整備)

畜産振興課(R4)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
重種馬の飼養頭数の維持・拡大を図るため、重種馬生産に係る施設及び設備を整備(以下「施設等整備」という。)するものであること。	第2条 第3項 各号に掲げる団体	施設等整備費 施設等改善費 (改善費とは、修繕に係る経費をいう。)(修繕とは、工作物の位置及び原形を変更せず、若しくは少しの変更を加えるものであって、その一部若しくは全部に修理を加えることをいう。) 重種馬生産者支援体制強化費	定率 (1/2以内・補助金限度額750万円) 定額 (50万円以内)	令和4年度から3年間以内	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) • 施設等整備に必要なもの ア 建物、構築物、機械器具及び設備の完成後の配置図 イ 建物及び構築物の完成後の平面図及び立面図 ウ 領収書(未払分については請求書)の写し エ 完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真(写真は原則として1棟、1基又は1台ごとにその設置状況が明らかとなるもの) [ア、イについては、選定申請書に添付したものと同一の場合は、完了報告書の8の当該欄に、「申請書に添付した図面と同じ」と明記し、添付を省略しても差支えない。] オ 事業参加者が自家施行した場合については整備実績(規模、整備内容がわかるもの)及び資材等購入した領収書(未払分については請求書)の写し • 施設等整備に必要なものは左記のとおり • 補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図 • 当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図 • 補助事業の選定を申請する者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類 • 当該補助事業に係る担当者名簿 </p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) • 施設等整備に必要なもの ア 他の都道府県で補助事業を実施した場合は、当該都道府県知事の了解を得たことが明らかとなる書類/イ 土地の権利書又は借受契約書/ウ 工事の請負契約書、設計書(図面を含む。)、仕様書、出来高明細書、着工届、竣工届、請求書及び領収書/エ 直営工事にあっては、資材の納品書、請求書、領収書、人夫の出役簿、作業日誌、賃金台帳及び領収書/オ 機械器具又は設備の請書、納品書、請求書及び領収書/カ 固定資産台帳(備品台帳を含む。)キ 施設の運営管理規程/ク 利用実績/ケ 施設を利用させる場合にあっては、利用規程・利用契約書/コ 保存登記書(表示登記書でも可)/サ その他補助事業に係る請求書及び領収書 </p>	

II 畜産経営技術指導事業 (2) その他 馬の装蹄技術講習及び装蹄師の養成

畜産振興課(R4)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 馬の装蹄技術の向上を図るため、地方競馬場で装蹄業務を行う者を対象とする講習会を開催すること。</p> <p>イ 最新的装蹄技術を見聞するため、広く海外の装蹄師と交流を図り、技術の向上を図るものであること。</p> <p>ウ 装蹄師を養成する講習会を開催すること。</p>	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	馬の装蹄技術に係る講習会及び海外装蹄競技大会等派遣並びに装蹄師の養成に係る講習会の経費	定 額	令和4年度から 3年間以内	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・装蹄技術に係る講習会の開催に関する実施要領及び開催計画 ・海外装蹄競技大会派遣に係る実施要領及び実施計画 ・馬の装蹄師の養成に係る講習会の実施計画</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・各講習会、装蹄競技大会開催概要(日時・場所・人数が分かるもの) ・各講習会の受講者(養成者)一覧 ・当該補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・各講習会係る開催計画及びその結果が明らかとなる書類、出席者名簿、各講習会に係る請求書並びに領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・物品の納品書、請求書、領収書 ・消耗品の納品書、請求書及び領収書 ・通信運搬費の支出明細の明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

II 畜産経営技術指導事業 (2) その他 畜産教育支援

畜産振興課(R4)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 将来畜産への就農を目指す者等に対し、畜産物の安全性を確保するため、農場における飼養衛生管理基準を遵守した畜産教育に高い意識を持った取り組みであること。</p> <p>イ 農場 HACCP 指導員及び審査員資格を取得するための研修会等を開催するものであること。</p> <p>ウ 農場 HACCP 推進農場指定及び認証を得る取り組みであること。</p>	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	<p>①全国の農業高等学校のうち畜産学科(畜産コース)等教職員</p> <p>②全国の農業大学校、国公立及び私立の農学部系大学の教職員</p> <p>③①、②を対象とした農場 HACCP 指導員及び審査員資格取得等に係る経費</p> <p>④①、②を対象とした農場 HACCP 推進農場指定及び認証等に係る経費</p> <p>⑤推進事務費(アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借り上げ料、消耗品費、通信運搬費)</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>令和3年度から 3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・各研修会、審査会催概要(日時・場所・人数が分かるもの) ・各研修会の受講者(養成者)一覧 ・当該補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・各研修会、審査会催概要(日時・場所・人数が分かるもの) ・各研修会の受講者(養成者)一覧 ・当該補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・研修会係る開催計画及びその結果が明らかとなる書類、出席者名簿、各研修会に係る請求書並びに領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・物品の納品書、請求書、領収書 ・消耗品の納品書、請求書及び領収書 ・通信運搬費の支出明細の明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
農業高校等の担い手の育成を図ることを目的に、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会で行われる活動の情報配信や、出品牛の審査基準の解説付き動画の作成・配信、最新のICT技術を用いた飼養管理技術を習得するための取組等を行うためのものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	研修・会議等開催費(会場借上費、講師謝金、研修用資材購入費、印刷製本費、旅費等) 情報発信費(コンテンツ作成・映像配信費、原稿料、印刷製本費等) 物品購入費(ICT機器購入費) 推進事務費(旅費、消耗品費、通信運搬費等)	定額 定額 定額 定額	令和4年度	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業実施要領 ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書

II 畜産経営技術指導事業 (2) その他 畜産技術情報収集・提供事業

畜産振興課(R4)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
畜産技術の普及・定着を図るため、生産現場に必要な情報の調査・収集、研修会の開催やインターネットによる情報公開の仕組みを構築する取組等を実施するものであること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	調査費 (調査旅費、原稿料等) 研修等開催費 (テキスト原稿料、印刷費等) 技術情報提供費 (HP改修費等) 推進事務費 (謝金、旅費、会場借料、消耗品費、技術料、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和4年度から3年間以内	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書

Ⅲ 畜産経営合理化事業 4 草地・飼料の有効利用推進 その他 放牧を中心とした持続的畜産普及拡大推進

畜産振興課(R4)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
放牧を取り入れた畜産の普及推進を図るため、生産者を対象とした研修会や現地指導・調査の実施、生産者・消費者を対象としたイベントや交流会の取組等を実施すること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	放牧指導者等 育成研修会開 催費 現地指導、課題 調査費 認証拡大、関係 者交流促進費 消費者理解醸 成・情報提供、 交流会開催費 推進事務費(ア ルバイト賃金、 旅費、会議費、 会場借上料、消 耗品費、通信運 搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和4年度から3 年間以内	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・生産者を対象に行う研修会、現地指導・調査、生産者、消費者を対象に行うイベント、交流会等、事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業で実施した研修会、イベント、交流会等の参加者から回答されたアンケートの結果 ・研修会の受講者一覧	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議、研修会、現地指導・調査、イベント、交流会等の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、これらの実施に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書

III 畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 その他 馬飼養衛生管理特別対策

畜産振興課(R4)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を全国的な規模で図ること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	馬の飼養衛生 管理体制の総 合的な整備を 図るために必 要な経費	定 額	令和4年度から3 年間以内	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注 意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書 類) ・事業に関する実施要領 ・事業の一部を委託する場合 にあっては、委託要領	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に 記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・当該補助事業により作成した成果物 及び配布先一覧	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の 通り (当該事業に必要な保管書類) ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅 費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・物品の納品書、請求書、領収書 ・消耗品の納品書、請求書及び領収書 ・通信運搬費の支出明細の明らかとなる書類 ・委託契約書、受託者の事業実績報告書、委 託事業に係る成果物 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
馬事及び畜産の振興、また、地方競馬の社会的貢献についての理解醸成を目的として、新規市場(競馬場、畜産イベント会場等)における畜産物の実証展示(無料配布を含む。)等を行うものであること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	物品購入費 広報宣伝費 馬事畜産振興推進費 推進事務費 (アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和4年度から3年間以内	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等) ・備品(単価10,000円以上のものの見積書及びカタログ	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により取得した備品(単価10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な保管書類) ・備品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書

V その他畜産振興事業 その他 畜舎特例法に基づく畜舎等の建築設計に係る解説等普及指導事業

畜産振興課(R4)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
畜舎特例法に基づき建築する畜舎等を設計する建築士や、認定作業を行う都道府県の実務担当者が必要とする解説の策定のための検討会開催、実態を把握するための現地調査の実施及び解説等の作成・配布の取組を実施するものであること。	第2条 第3項 第1号 に掲げる団体	検討会開催費 (資料作成費、委員謝金、委員旅費、会議費、印刷費等) 畜舎等の実態・状況現地調査費 (委員謝金、委員旅費、技術料、農家謝金等) 解説策定費 (資料作成費、通信運搬費、消耗品費、技術料、印刷費等)	定 額 定 額 定 額	令和4年度	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物 ・個別評価結果等報告書	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書

V その他畜産振興事業 その他 全国和牛能力共進会開催支援事業

畜産振興課(R4)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
全国和牛能力共進会鹿児島大会の場を活用し、和牛の消費拡大や畜産振興のための理解促進、畜産の担い手確保・育成に資する取組等を実施するものであること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	広報宣伝費 (コンテンツ作成・映像配信費等) 研修・イベント開催費 (会場借上費、講師謝金等) 物品作成・購入費 (送料等) 推進事務費 (会議費、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和4年度	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業実施要領 ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラ一写真 ・補助事業により購入及び製作した物品の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助 率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
ア アフリカ豚熱及び豚熱の交差汚染防止対策の実践を促すため、映像や小冊子等により周知を図る取り組みであること。 イ 野生イノシシを対象とした人やモノを介したウイルスの伝搬の抑制に資する取り組みであること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	委員会等開催費 意識調査費 (調査フォーマット 作成費、調査実 施費、調査集計 費等) 周知資料作成・広 告費 (映像資料費、小 冊子・電子媒体資 料費、広告費等) 推進事務費 (アルバイト賃金、 旅費、会議費、会 場借上料、消耗品 費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額	令和4年度	(全事業に共通する事項) ・畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)	(全事業に共通する事項) ・畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物	(全事業に共通する事項) ・畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助 率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 適切な生乳検査の精度管理を図るため、検査に必要な標準的指標となる生乳(校正乳)の調達手法を確立するための調査を実施するものであること。</p> <p>イ 飼養管理の指標となる脂肪酸組成の検査に必要な精度管理手法を確立するための検討等を実施するものであること。</p>	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	<p>校正乳の調達手法確立等検討会開催費</p> <p>校正乳の採取・検査費 (技術料を含む。)</p> <p>測定機器整備費</p> <p>推進事務費(アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借料、消耗品費、通信運搬費)</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 率 (1/2 以内)</p> <p>定 額</p>	<p>令和4年度</p>	<p>(全事業に共通する事項) ・畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・リース事業者等の見積書(写し) ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)</p>	<p>(全事業に共通する事項) ・畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物 ・機械等に必要なもの ア 機械器具等の完成後の配置図 イ リース物件契約書(写) ウ 補助事業により取得したリース物件の領収書(未払い分については請求書)の写し及びカラー写真</p>	<p>(全事業に共通する事項) ・畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・リース物件の契約書、納品書、請求書及び領収書、借受書 ・利用実績 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

申請書添付書類（機械器具を新規に導入する場合）

- ア 機械器具等の配置図(配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置予定のもの若しくは今後設置予定のもののすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること)。
- イ 設置して使用するものにあっては、平面図及び立面図(大きさ、長さ、深さ等が明らかなもので作成者の氏名・押印のあるもの)。
- ウ 機械器具等の見積書、カタログ又は設計図(見積書は、見積月日及び見積者の氏名・押印のあるもの)。